

議案第45号

北名古屋市心身障害児通園所の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

北名古屋市心身障害児通園所の設置及び管理に関する条例（平成18年
北名古屋市条例第107号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成24年4月18日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、障害者自立支援法の改正に伴い、本条例の一部
を改めるため必要があるからである。

北名古屋市心身障害児通園所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市心身障害児通園所の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「身体障害又は知的障害のあるもの」を「法第4条第2項に規定する障害児」に、「児童福祉法第6条」を「法第6条」に改める。

第5条第1項第1号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、同法第29条第1項に規定する介護給付費（以下「介護給付費」という。）」を「法第21条の5の7第1項の規定により、法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費（以下「障害児通所給付費」という。）」に改め、同条第2項中「通園所」を「前項の規定にかかわらず、通園所」に、「使用（一時的な使用に限る。）」を「一時的に使用」に改め、同項第1号中「介護給付費」を「障害児通所給付費」に改める。

第11条第1項中「通所児童等から」を「通園所に通所する児童の保護者（以下「通所児童の保護者」という。）から」に、「法第22条第1項の規定による介護給付費」を「障害児通所給付費」に、「、又は法第29条第5項の規定による介護給付費」を「又は法第21条の5の7第11項の規定による障害児通所給付費」に、「法第22条第5項の規定により障害福祉サービス受給者証」を「法第21条の5の7第9項の規定により通所受給者証」に改め、同条第2項及び第3項中「通所児童等」を「通所児童の保護者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市心身障害児通園所の設置及び管理に関する条例の規定は、平成24年4月1日より適用する。